

令和元年度山梨県精神障害者の障害特性と支援技法を学ぶ基礎養成研修実施要項

1 目的

障害者総合支援法における相談支援事業所に勤務する相談支援専門員、福祉サービス事業所に勤務する支援員、行政等に勤務する保健師、山梨県精神保健福祉士協会に入会する新任精神保健福祉士等を対象に、精神障害者の特性に応じた支援を学ぶ機会を提供することを目的とする。

なお、本研修は、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の報酬における「精神障害者支援体制加算」の要件となる研修として、山梨県が認める研修です。

2 実施主体

山梨県精神保健福祉士協会

3 日時

令和元年10月26日（土） 午前9時45分～午後5時15分

4 場所

山梨県福祉プラザ 4階会議室（甲府市北新1-2-12）

5 研修内容

別添プログラムのとおり

6 受講対象者

- ① 山梨県内の指定特定及び障害児相談支援事業所の相談支援専門員
- ② 山梨県内の障害福祉サービス事業所に勤務する生活支援員、世話人等
- ③ 山梨県内の行政機関に勤務する保健師、社会福祉士等
- ④ 山梨県精神保健福祉士協会に入会する新任（実務経験1～5年）精神保健福祉士
- ⑤ その他、当協会が必要と認めた者

7 定員 40名

定員を超えた申し込みがあった場合、参加を制限させていただくことがあります。

8 受講料 5,000円（当日、受付でお支払いください）

ただし、山梨県精神保健福祉士協会員は2,000円

9 受講申し込み方法

以下の【必要書類】を所属単位でとりまとめの上、申込期限までにFAXで事務局までお申し込みください。FAX番号はお間違えのないようにお願いします。

【必要書類】	【留意点】
受講申込書（別紙）	* 受講申込書に必要事項をみれなく記載してください。 * 一所属につき1枚でお申し込みください。複数人数の申し込みを行う場合は優先順位をおつけください。

10 申込期限

令和元年9月20日（金）必着

11 その他

- ・申し込み後、都合により参加できなくなった場合は、早めに事務局へご連絡ください
- ・昼食は各自でご用意ください。
- ・次の項目に該当する受講者には修了証を交付しませんのでご注意ください。

- | |
|---|
| * 特段の理由なく自己都合により欠席または20分以上の遅刻、早退、離席があった場合。
* 申込内容に虚偽があった場合。
* 受講態度が著しく悪いと認められる場合。 |
|---|

12 事務局（問い合わせ先）

山梨県精神保健福祉協会 教育研修部 担当（弘田 大内）

（連絡先） 山梨県立精神保健福祉センター 甲府市北新1-2-12

TEL 055-254-8644 / FAX 055-254-8647

令和元年度山梨県精神障害者の障害特性と支援技法を学ぶ基礎養成研修

日時: 令和元年10月26日(土)午前9時45分～午後5時15分

場所: 山梨県福祉プラザ4階大会議室

時間	科目等	時間	内容	講師等
9:45～10:00	オリエンテーション	15	○研修会の主旨 ○研修会の流れ	教育研修部(事務局)
10:00～11:30	精神疾患の理解と具体的な対応	90	○精神障害者福祉に関する歴史等 ○障害特性の理解及び具体的な支援方法 (統合失調症・気分障害・老年期等)	県立北病院 名誉院長 藤井 康男 先生
11:30～12:30	精神障害者の特性の総論的理解	60	○精神障害者の定義 ○精神障害者の特性の理解 ○精神障害者福祉の歴史(制度に関して) ○精神障害者に関する社会資源	山角病院 神吉 まゆみ 氏
12:30～13:30	休憩	60		
13:30～14:30	当事者の想いを理解	60	○地域移行支援事業 ○精神障害者の理解(ピアサポーター)	ハピアすみよし 施設長 望月 義次 氏 ピアサポーターの皆さん
14:30～15:30	各関係機関の役割と家族支援	60	○関係機関の役割 ○関係機関との連携方法 ○家族支援の理解	中北保健福祉事務所 (中北保健所) 峡北支所 長田 あゆみ 氏
15:30～15:40	休憩	10		
15:40～17:00	演習(グループワーク)	80	○事例検討(地域で暮らすための支援等) ○効果的な支援のための関係機関との連携方法	教育研修部員
17:00～17:15	事務連絡		○修了証交付 ○アンケート記入	

※プログラム等は一部変更になる場合があります。

